

第四十六回 参議院大蔵委員会会議録第二十六号

昭和三十九年四月三日(金曜日)

午前十時三十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
成瀬 幡治君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

大竹平八郎君
岡崎 真一君
川野 三暎君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
田中 茂穂君
津島 壽一君
林屋亀次郎君
日高 広為君
木村禮八郎君
柴谷 要君
野溝 勝君
原島 宏治君
鈴木 市藏君

國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

政府委員

内閣法制局 吉國 一郎君
大蔵政務次官 額瀨 彌三君
大蔵省主計局次 中尾 博之君
長 大蔵省主計 相澤 英之君
局法規課長

文部政務次官 八木 徹雄君
文部大臣官 安嶋 彌君
房会計課長
事務局側 常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○国立学校特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
国立学校特別会計法案を議題といたします。

本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

なお、修正意見のある方は討論中に述べをお願いします。

○柴田 榮君 私は、自由民主党を代表し、国立学校特別会計法案に賛成いたします。

本案は、国立学校の拡充整備を促進し、その円滑な運営をはかり、かつその経理を明確にするため特別会計を設置しようとするものでありまして、慎重な検討をなされた結果提案されたものであります。

国立学校の経理が特別会計へ移行することについて、一部から憂慮されておりますような、一般会計からの財

源投入の縮減、あるいは独立採算制の強化というような諸点は、何ら意図するところでないことは、質疑応答の過程においても明確にされたことでもあり、のみならず、今後は、特別会計となることに伴い、借入れ金、剰余金の積み立てとその施設整備のための財源化、財産処分収入の施設整備費への充当、収入支出予算の弾力条項等が可能となり、国立学校財政の弾力的な運用が確保されることとなるのでありまして、老朽化した施設の更新合理化に役立ち、科学の発展、技術の振興等の要請にこたえ、かつ数年後に予想される学生の急増対策を講じますためにも、時宜適切な措置と考えるものであります。

以上の理由から、本案に賛成するものであります。私は、本案の成立が、おくれたことに伴い、ここに修正案を提出いたします。

修正箇所は、附則第一項中「昭和三十九年四月一日」とありますのを公布の日」に改め、附則第四項中「この法律施行の際」を「昭和三十九年四月一日において」に改めようとするものであります。

○成瀬 幡治君 私は、社会党を代表いたします。本政府原案並びに修正案に反対をいたします。

理由を簡単に申述べます。

第一は、予算で一般会計から特別会計に移し、そして法律案を四月一日から施行するという事になっておるものでございますが、こういうことは、法案が成立しないと、予算の中で一般

会計から特別会計になってしまつておりますから、支出することができないのであります。ここで説明によりますれば、たとえば入院患者に対して食事を与えることができない、注射投薬等ができない、あるいは収入受け入れの取り扱いができないというようなことになってまいり、そしてそういうことができないという事になります。これは人道上的問題ではないか、こういう言い方でございます。ということ、何が何でも三月三十一日までに成立をしなければならぬ、こういうことになってくることとござい

おります。今回この法律案が成立するといしますと、四十三の数多い特別会計になるわけでございす。財政法では、なるほど十三条で認めておるかもしれませんが、財政の大原則からいへば、単一予算制度が大きな柱であるという事は言うまでもございせん。特別会計を数多くふやしていくことは、一般会計から特別会計のほうへ予算の重点が移つてまいります。そのことはひいては予算の弾力性を失うことになりす。硬直をしてまいります。また、このことは予算審議の上からいきまして、財政民主主義の原則に反する点でございす。こういう財政法の大局的見地から、私たちは特別会計制度の乱用について反対をする二つ目の理由でございす。

二つ目に、反対をする理由は、独立採算制度の問題についてでございます。本委員会は、特別会計制度を乱用するということについては、党派をこえて反対の意向があることは御承知のと

三つ目の点でございす。一体国立大学にこういう特別会計制度を適用することの是非の点についてでございますが、御案内のとおり、教育の場というものは何と云へても企業の場合ではないのでございす。文部省が大蔵省に提出しいろいろと折衝されたのは十一項目あると、昨日説明を承りました。このこと自身は、文部省が独立採算制になるのじゃないかということに憂慮し、心配をして、大蔵省に私は申し出た点だと思ひます。文部省自身

ら、何か一般会計から特別会計に移したら何でもできるような、特別会計は万能薬のようなお話を承りました。一般会計でできなかったことがなぜ特別会計に移したらできるというのでしょうか。やろうとすれば、一般会計のほうがお運用の妙を発揮してやれるわけでございます。要は、教育に対して国立大学の財政についての熱意の問題であり、情熱の問題だと思つておいて、特別会計制度の今回の創設はかつての二の舞いを繰り返すことになりまして、たいへん遺憾な点だと思つて、このことがひいて、大学を研究の場とかあるいは学問の場から、もうかる場へ追いやる結果になるのではないか、教育を破壊するのではないかと、こういう点を憂へまして、本法案並びに修正案に反対をいたしましたし、討論を終ります。(拍手)

○鈴木市藏君 私、日本共産党を代表して、国立大学特別会計法案と同修正案に反対をします。

反対の第一の理由は、この法案の持つ性格であります。政府は、法案提出の理由を、国立学校の整備拡充をはかりその経理を明確にするためと言つていますが、これは一つの政治的なごまかしの理由であります。何よりも、この法案の発議者が文部当局ではなく、大蔵当局であることが示す意図が、非常に重大だと思つております。教育の問題は、財政上の理由だけによつて左右されるべきものであってはなりません。しかるに、この法案はひとり国立大学財政に決定的な制度上の変革をもたらすだけでなく、それは必然的に教育制度とその内容に対しても大きな深刻な影響を及ぼすことは避け

がたいと思つて、そこに根本的なむしろ真の理由がひそんでいゝと見ることはできません。まさに大管法——大学管理法の財政版とも言つべきものであります。この法案は、それゆゑに、法衣の下によろいをもとめていゝと言わなければなりません。

こうして大学財政に、制度上、大蔵、文部官僚の干渉と統制への物質的基礎の道を開いたものであります。その具体的なねらいは、法案の第二条、第四条、第十条、第十二条、第十三条の規定の中に明白であります。言うならば、この法案は、教育は投資なりというこの安っぽい教育行政、独占資本に忠実な、かつ自民党政府に忠実な属僚を養成するためのものであり、大学教育はこの会計を通じて金権に屈し、教育投資の命題の前に身売りをする危険を大きくはらむものと言わざるを得ません。文部当局は、いまよりベターであると言ひわけを言いますが、あくまでも教育上の基本問題はベストを尽くさなければならぬと考へます。

反対の第二の理由は、特別会計設立の方向は大学財政を独立採算制に追い込む危険を持つというものであります。特別会計が独採制を呼ぶということは、過去幾多の事実が示すように、資本主義のもとにおいては一つの傾向的な法則性となつていゝことができません。政府はこのことを否定してはいますが、この会計設立の経過から見ると、この否定は一時のがれのごまかしと言わなければなりません。すなわち、逐年財政規模は膨張し続け、その財源の捻出がますます困難性を加重している状況を見るとき、一般会計からのこの特別会計への繰り入れは逐年減少の方向をと

ることは必至と見なければなりません。こうしてこの特別会計は国立大学全体をおおひ合理化を必然づけ、各地大学間の格差はむしろ拡大し、大学の統廃合、人員の整理、さらに授業料の値上げという事態を招くに至るでしょう。しかも、それを大学の側から提案せざるを得ないという羽目に追い込まれる不幸を避けがたいものとするでしよう。

反対の第三の理由は、この法案がこれとどさうに重大であるにもかかわらず、慎重審議されていゝないといふこととあります。政府は一応ていさいを整えるために国立大学協会に諮問なるものを発しましたが、それは形式にしかすぎず、法案の骨子を示しただけにどまり、また大学側の審議も時間の関係上実質的にはゼロに近い状態で、わずかに学長たちのやむを得ない処置であるという答申がもたらされたにすぎませんが、実はこの答申はあえて政府の筋書きどおりに運ばれたまでのことであるといふ疑いを濃くするものであります。

それだけではありません。国会の審議の過程を見ると、このことは一そう明白であります。本委員会の質問でも明らかなように、衆議院大蔵委員会ではわずかに二日間の審議で、参考人すら呼んでいません。本委員会の審議状況を見ても、わが党、社会党の要求にかゝる参考人を呼んで慎重審議をせよといふこと一つさえも、政府、自民党は耳をかそうといたしません。これでどうして民主的審議の姿といふことができるでしようか。手続ではありますが、民主主義とはその手続が非常に重大であります。それこそこの法案の隠

された性格を示す一つの実例ではないでしようか。政府、自民党があせつていゝのも、決して偶然ではありませぬ。少なくともこの法案の審議には十分な時間的余裕をとり、民主的意見を集中し、聞くべきは聞くといふ態度をとらねばならぬことは、きわめて理の当然であります。それはまた、本委員会の義務でもあったと思つて、それさえあえて行なわず、この状態のまま採決することは、まことに遺憾であります。

以上の理由によつて、わが党はこの法案の撤回を要求して、反対討論いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。まず、討論中に述べられました柴田君提出の修正案を問題に供します。修正案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よつて、柴田君提出の修正案は多数をもって可決せられました。

次に、ただいま可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は多数をもって可決せられました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。さう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会

〔参照〕

(柴田米委員提出)

国立学校特別会計法案に対する修正案

国立学校特別会計法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第四項中「この法律施行の際」を「昭和三十九年四月一日において」に改める。